

習志野市告示第85号

改正 平成23年3月1日 告示第70号
改正 平成24年7月9日 告示第194号
改正 平成26年4月30日 告示第115号
改正 令和2年3月31日 告示第86号
改正 令和3年3月24日 告示第37号
改正 令和4年5月9日 告示第159号
改正 令和6年4月1日 告示第91号
改正 令和7年3月28日 告示第57号

習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するために、習志野市木造住宅耐震改修費補助金(以下「補助金」という。)を予算の定めるところに従って補助金を交付することについて、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げる全ての要件を満たす住宅をいう。

ア 本市に存すること。

イ 一戸建ての住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。)であること。

ウ 柱、はり等の主要構造部が木材の在来軸組構法及び枠組壁工法(2×4工法)によって建築された建築物(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき、建設大臣の認定を受けた建築材料又は構造方法によって建築されたものを除く。)であること。

エ 地上階数が2以下であること。

(2) 木造住宅耐震診断士 市長が別に定める習志野市木造住宅耐震診断士登録等要領に基づき登録された者をいう。

(3) 木造住宅耐震診断 木造住宅耐震診断士が「木造住宅の耐震診断と補

強方法(改訂版)」「(一般財団法人日本建築防災協会発行)に記載された一般診断法又は精密診断法により地震に対する木造住宅の安全性を診断することをいう。

(4) 判定値 木造住宅耐震診断により算出された上部構造の耐震性能に係る評点をいう。

(5) 耐震改修工事 平成12年5月31日以前に建築し、又は着工された木造住宅であって、木造住宅全体の判定値が1.0未満であるものについて、当該判定値を1.0以上とする工事(二段階耐震改修工事を除く。)をいう。

(6) 二段階耐震改修工事 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された木造住宅であって、木造住宅全体の判定値が0.7未満であるものについて、次に掲げる工事により、当該判定値を1.0以上とする工事をいう。

ア 一段階目耐震改修工事(木造住宅全体の判定値を1.0以上とする補強計画に基づく一部の工事により、当該判定値を0.7以上とする工事又は木造住宅の1階部分の判定値を1.0以上とする工事をいう。)

イ 二段階目耐震改修工事(一段階目耐震改修工事を実施した木造住宅全体の判定値を1.0以上とする工事をいう。)

(7) 耐震改修工事等 耐震改修工事及び二段階耐震改修工事をいう。

(8) 設計 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第6項の設計をいう。

(9) 工事監理 建築士法第2条第8項の工事監理をいう。

(10) 施工者 耐震改修工事等の請負者で建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者をいう。

(補助対象者及び補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、木造住宅の耐震改修工事等を行う者であって、次に掲げる要件を満たすもの(一の木造住宅を所有する者が2人以上いる場合は、その者らが代表者として選任したものに限る。)とする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。

(2) 木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

(3) 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者に対しては、補助金は交付しないものとする。

3 補助対象事業は、耐震改修工事又は二段階耐震改修工事(木造耐震診断士により設計及び工事監理が行われるものに限る。)とする。ただし、木造住宅(当該木造住宅と同一の敷地内に他の建築物がある場合にあっては、当該建築物を含む。)が、建築基準法の規定(集団規定であるものに限る。)に適合していない場合を除く。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業(前条第3項の補助対象事業をいう。以下同じ。)に要する費用とする。

2 補助金の額は、次に掲げる額を合算して得た額とする。

(1) 耐震改修工事等に係る工事費に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1,150,000円(二段階耐震改修工事にあつては、段階ごとに575,000円)を限度とする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

3 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 交付規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、耐震改修工事等の契約を締結する前に、習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、習志野市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けた者は、第1号及び第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 木造住宅の登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類

(2) 建築基準法の規定(集団規定に限る。)に適合していることが確認できる書類

(3) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し

(4) 耐震改修工事等に係る工事費の見積書の写し

(5) 案内図

(6) 耐震改修工事等に係る設計図書(耐震改修工事等に係る工事費の見積書作成に当たって必要となる補強計画書、補強計画図、補強計算書、工事内容内訳明細書、特記仕様書等)

(7) 施工者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けていることを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 市長は、習志野市木造住宅耐震改修費補助金の交付の目的を達成するため、次のとおり条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を申請した年度の2月15日までに補助対象事業を完了すること。ただし、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受け

ること。

(2) 耐震改修工事等における筋かい、金物等の設置後に、立会い検査申請書（別記第2号様式）を市長に提出し、立会い検査を受けること。

(3) 交付規則第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）が、補助対象事業に係る木造住宅に、当該決定の日から起算して5年間以上居住すること。ただし、災害、疾病その他当該木造住宅に居住することができないやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(4) その他市長が必要と認める条件

（代理受領）

第7条 市長は、交付決定を受けた者からの委任に基づき、交付決定を受けた者に支給されるべき額の限度において、交付決定を受けた者に代わり、施工者に当該補助金を支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定を受けた者に対し、補助金の支給があったものとみなす。

3 交付決定を受けた者から補助金の受領の委任を受けた施工者（以下「代理受領者」という。）は、当該交付決定を受けた者から、耐震改修工事等に係る工事費から補助金の額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。

4 代理受領者は、前項の規定により支払いを受けたときは、交付決定を受けた者に対し、当該支払いを受けた額に係る領収書を交付しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付規則第16条の規定により実績報告をしようとするときは、習志野市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事等の契約書の写し

(2) 工事監理報告書

(3) 状況写真（耐震改修工事等を行う部位ごとに、施工前、施工中及び施工後の状況を撮影したものをいう。）、及び材料写真（使用した主な材料の寸法及び仕様を撮影したものをいう。）

(4) 使用した材料の仕様書

(5) 耐震改修工事等に係る工事に要した費用の請求書の写し

(6) 耐震改修工事等に係る工事に要した費用の領収書又は前条第4項の領収書の写し

(7) 耐震改修工事等に係る設計図書（第5条第6号の規定により提出した設計図書に変更が生じた場合に限る。）

(8) 第6条第3号に係る誓約書

（交付の請求）

第9条 交付規則第19条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、代理受領者が補助金を受領する場合は、委任状（別記第5号様式）を添えなければならない。

（申請書等）

第10条 交付申請書、実績報告書及び交付請求書の様式は、交付規則第5条第3項、第16条第2項及び第19条第3項の規定により、この要綱に規定する別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式によるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日 告示第70号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日 告示第194号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年4月30日 告示第115号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 告示第86号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日 告示第37号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月9日 告示第159号）

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則（令和6年3月29日 告示第91号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日 告示第57号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号 様 式 （ 第 5 条 ）

（ 第 1 面 ）

習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所
(フリガナ)
氏 名
電話番号

木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたいので、習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付要件確認のため、「住民票の記載事項」及び「市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況」について、調査することに同意します。

1 耐震改修工事等の種別（該当するものに☑をすること。）

☐ 耐震改修工事（二段階耐震改修工事を除く。）

☐ 二段階耐震改修工事のうち一段階目耐震改修工事

☐ 二段階耐震改修工事のうち二段階目耐震改修工事

2 補助金交付申請額

_____円 ((D) を記入)

3 補助金の額の算定

耐震改修工事等に要する費用の見積額 (A)

(A) _____ 円	× 4 ÷ 5 =	(B) _____ 円
-------------	-----------	-------------

※ (B) は 1,000 円未満の端数を切り捨てた額を記入

限 度 額 (C): 1,150,000 円 (二段階耐震改修工事の場合は、段階ごとに 575,000 円)

申 請 額 (D): _____ 円 ((B) と (C) で小さい方の額を記入)

4 耐震改修工事等の着工予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

※ 二段階改修工事のうち一段階目耐震改修工事の申請をする場合は、次に記入すること。

二段階目耐震改修工事の着工予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

(第2面)

5 建物概要

建 物 概 要	建 物 所 在 地※ ¹		習志野市			
	用 途		☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅(☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他)			
	規 模 (床 面 積)		階	住宅部分	住宅以外の部分	合 計
			2階	m ²	m ²	m ²
			1階	m ²	m ²	m ²
			合計	(A) m ²	m ²	(B) m ²
	(A) ÷ (B) × 100 = %					
	構 造・階数・構法		木造 ・ 階建て ・ 在来軸組構法／枠組み壁工法			
建 築 年 月 日※ ²		年 月 日				
増 築 の 有 無		☐ 有 (年 月) ・ ☐ 無				
習志野市 木造住宅 耐震診断 費補助金	交 付		☐ 有 ☐ 無			
	交付決定通知日		年 月 日 習志野市指令 第 号			
耐 震 診 断	耐 震 診 断 者	要 件	・習志野市木造住宅耐震診断士登録 第 号 ・()建築士 ()登録 第 号 ・千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会 受講年度 年度 受講番号 番 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行規則に規定する登録資格者講習 受講年度 年度 受講番号 番			
		氏 名				
		事 務 所 名				
	診 断 実 施 日		年 月 日			
	診 断 結 果		判定値()			
	備考					

※1 建物所在地には、建物がある土地の地名地番を記入すること。

※2 建築年月日には、確認通知日又は着工日を記入すること。

6 耐震改修工事等

設計者	木造住宅耐震診断士	・習志野市木造住宅耐震診断士登録第 号 ・()建築士 ()登録第 号 ・千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会※ ³ ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行規則に規定する登録資格者講習	受講年度 受講番号 年度番	年度番 年度番
	氏 名			
	事務所名			
	改修後判定値	()		
工事監理者	木造住宅耐震診断士	・習志野市木造住宅耐震診断士登録第 号 ・()建築士 ()登録第 号 ・千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会※ ³ ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行規則に規定する登録資格者講習	受講年度 受講番号 年度番	年度番 年度番
	氏 名			
	事務所名			
施工者	要件	・建設業法許可番号 ・国土交通大臣・千葉県知事登録()第 号		
	名称			
	所在			

※3 県が開催する木造住宅編の講習会のうち、直近に受講した情報を記入すること。

7 添付書類

- (1) 木造住宅の登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類
- (2) 建築基準法の集団規定に適合していることが確認できる書類
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- (4) 耐震改修工事等に係る工事費の見積書の写し
- (5) 案内図
- (6) 耐震改修工事等に係る設計図書(工事費の見積書作成に当たって必要となる補強計画書等)
- (7) 施工者の建設業許可証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

なお、習志野市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けた者については、(1)及び(3)の添付書類を省略することができる。

第2号様式（第6条）

立会い検査申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所
(フリガナ)
氏 名
電話番号

年 月 日付け習志野市指令 第 号により補助金の交付の決定があった耐震改修工事の立会い検査について次のとおり申請します。

希望検査日時・時間

年 月 日 時 分

第 3 号様式（第 8 条）

習志野市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所
(フリガナ)
氏 名
電話番号

年 月 日付け習志野市指令 第 号により、習志野市木造住宅耐震改修費補助金の交付決定の通知を受けた耐震改修工事等が完了したので、習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の額	円
2 着手年月日	年 月 日
3 完了年月日	年 月 日
4 添付書類	(1) 耐震改修工事等の契約書の写し (2) 工事監理報告書 (3) 状況写真及び材料写真 (4) 使用した材料の仕様書 (5) 耐震改修工事等に係る工事費の請求書の写し (6) 耐震改修工事等に係る工事費の領収書の写し (7) 耐震改修工事等に係る設計図書（申請時に提出した設計図書に変更が生じた場合に限る。） (8) 交付決定通知日から原則 5 年間以上居住する旨の誓約書
5 習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 7 条の規定により補助金の受領を委任した額	円

第4号様式（第9条）

習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所

（フリガナ）

氏 名

印

電話番号

習志野市補助金等交付規則により、習志野市木造住宅耐震改修費補助金の交付を次のとおり請求します。

1 指令年月日	年 月 日	2 指令番号	習志野市指令 第 号
3 交付決定額	円		
4 交付確定額	円		
5 交付請求額	円		

6	金融機関名 支店名		預金区分	1普通・2当座・3貯蓄
	（フリガナ） 口座名義		口座番号	

第5号様式(第9条)

委 任 状

年 月 日

習志野市長 宛て

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

私は、習志野市木造住宅耐震改修費補助金 _____ 円について、下記の者に受領の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

振 込 先

金融機関名 _____

本・支店名 _____ 本・支店

預金種別 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____